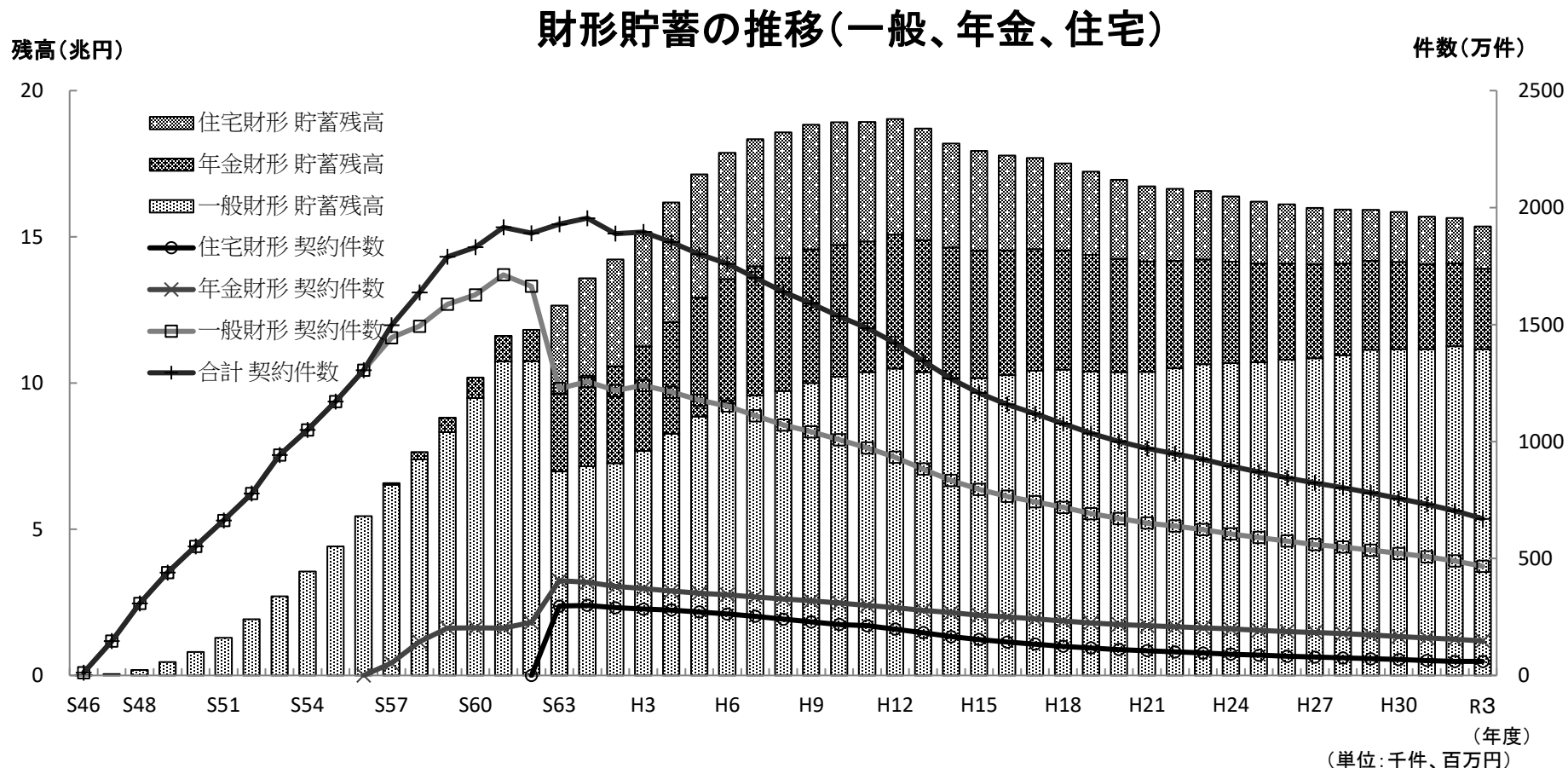


財形制度をめぐる状況について

1. 財形貯蓄制度の実施状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。



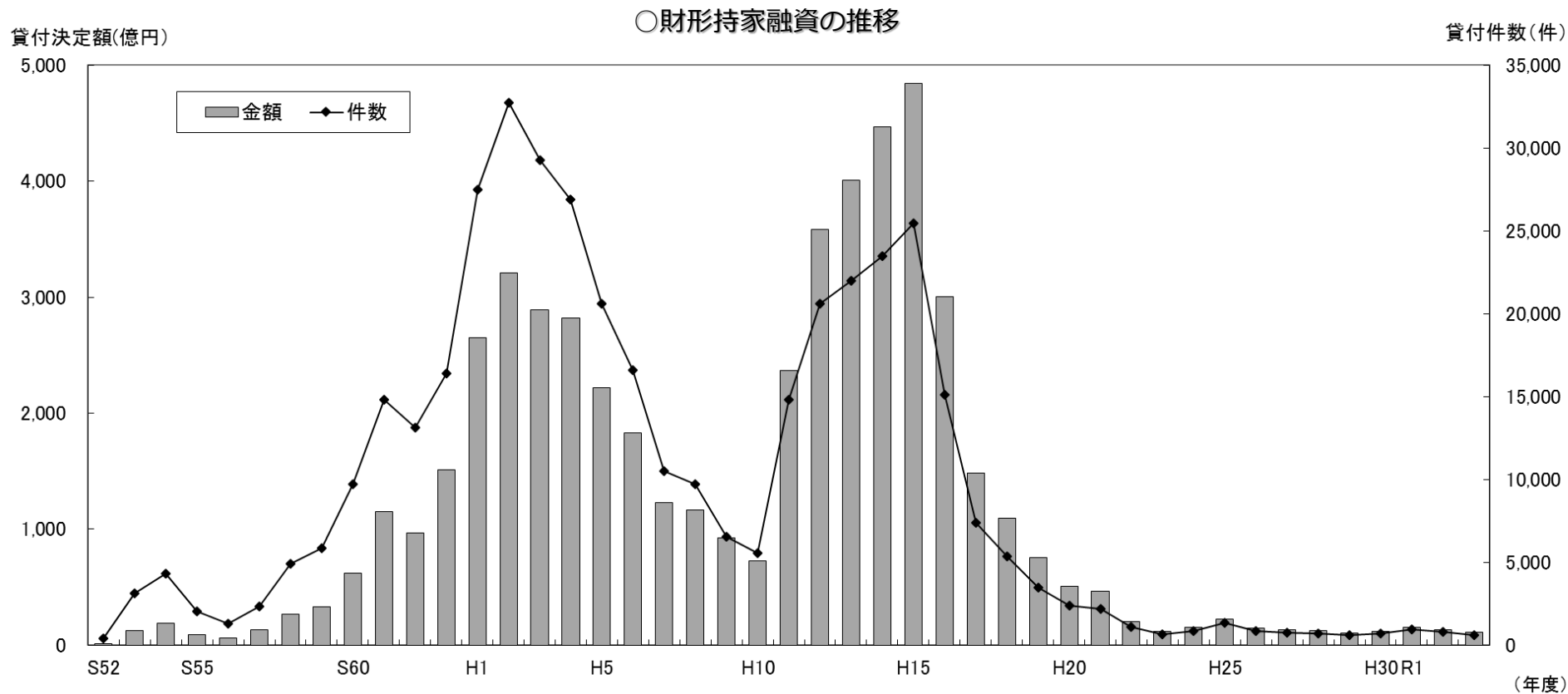
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 29 年度	5,360	11,141,862	1,734	3,039,184	718	1,746,468	7,812	15,927,515
平成 30 年度	5,217	11,160,005	1,670	2,982,787	678	1,709,262	7,564	15,852,055
令和 元 年度	5,075	11,157,306	1,609	2,907,892	637	1,626,107	7,321	15,691,306
令和 2 年度	4,897	11,262,949	1,546	2,836,386	600	1,550,509	7,043	15,649,845
令和 3 年度	4,669	11,157,940	1,475	2,753,595	554	1,442,332	6,698	15,353,867

資料:厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

注:件数及び残高は各年度末の数値である。

2-1. 財形持家融資制度の実施状況について

○令和3年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が620件、貸付決定額は111億円となり、貸付決定件数、貸付決定額ともに前年比80%ほどになった。



(単位：件、百万円)

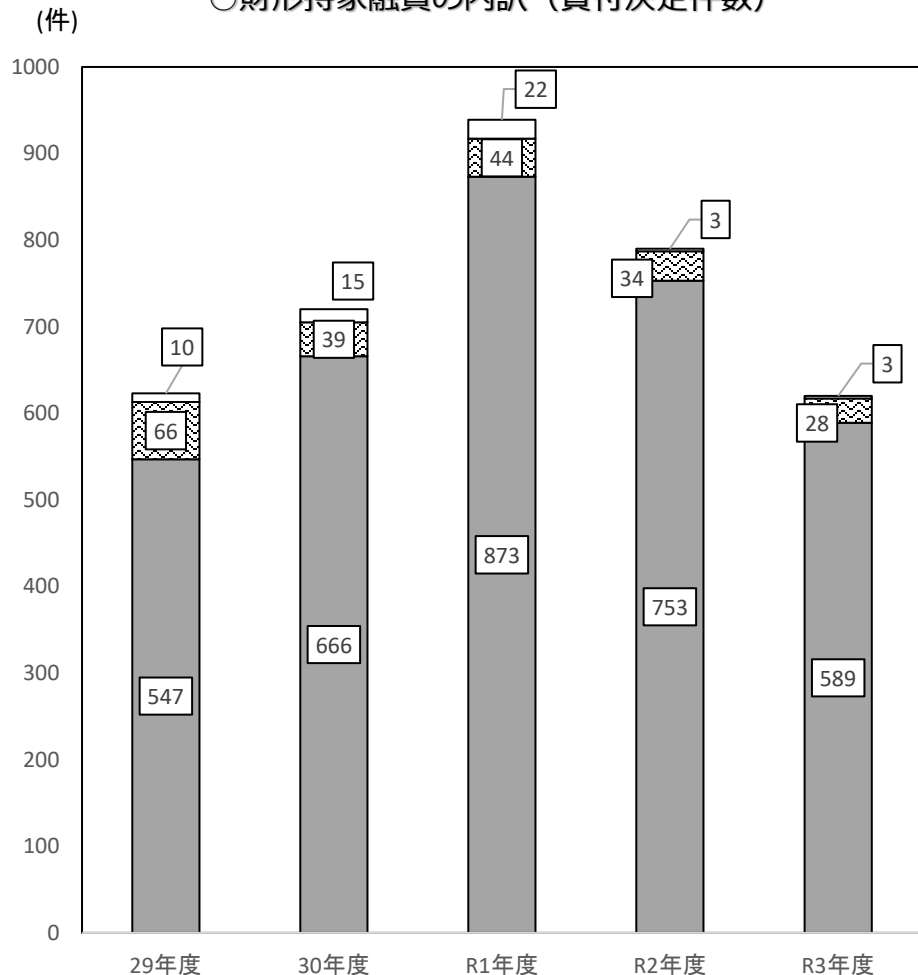
年度	貸付件数	貸付決定額	融資残高
平成 29 年度	623	10,231	702,548
平成 30 年度	720	11,749	629,053
令和 元 年度	939	15,402	564,173
令和 2 年度	790	13,400	507,150
令和 3 年度	620	11,065	451,606

※厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

2-2. 財形持家融資制度の実施状況について

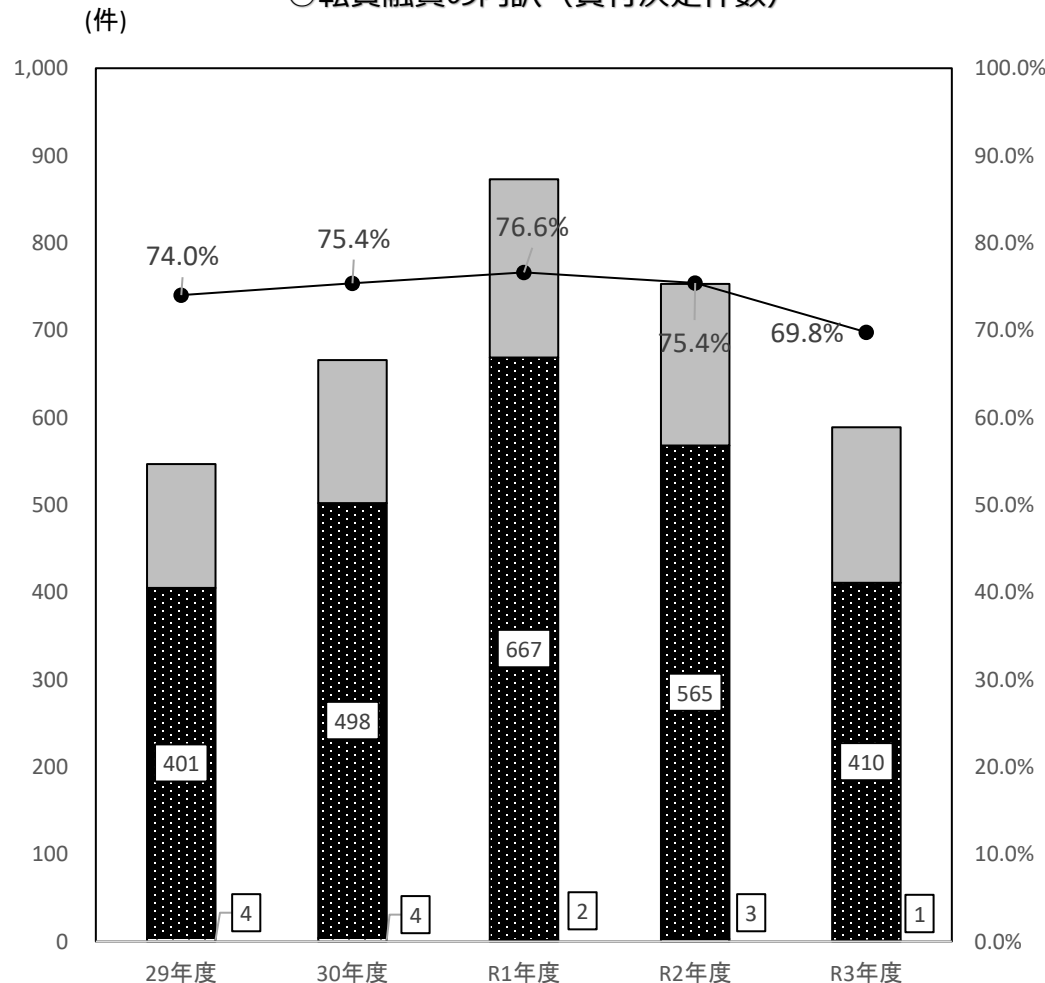
○令和3年度の財形持家融資の実績は、前年度比約80%に減少した。転貸融資に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は、約7割であった。

○財形持家融資の内訳（貸付決定件数）



- 直接融資(住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫)
- ▨ 直接融資(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)
- 転貸融資(勤労者退職金共済機構)

○転貸融資の内訳（貸付決定件数）



- 金利優遇措置なし
- 子育て勤労者向け金利優遇措置
- 金利優遇措置の占める割合

資料：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

3-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標【平成30年度～令和4年度】(抜粋)

(1) 融資業務の着実な実施

適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について、現在の金融情勢や機構の財務状況に適しているかなどを検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること

(2) 利用促進対策の効果的实施

政府方針を踏まえ、適時適切に、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、必要に応じ、関係機関と連携しつつ、財形持家融資制度のみならず、財形制度全体の周知を行うなど、利用者の減少を踏まえた利用促進対策に取り組むこと

(3) 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携

機構の強みである中小企業との結びつきの強さを、中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること



(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【令和4年度】

- 適正な貸付金利の設定となるよう、調達方法の見直しの必要性を検証へ
- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長等を検討
- 普及広報活動の実施
 - ・ 財形貯蓄制度及び転貸融資制度について広報の実施、効果検証等
テレビCM、SNS等を活用した広告掲載、動画配信を含めた特設サイト開設等
 - ・ 各都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」による周知・広報
 - ・ 大学生に対する資産形成や財形制度に関する講義及び財形制度の周知広報についての意見交換会の開催

3-2. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

第4期中期目標（平成30年度から令和4年度）の指標	令和3年度の実績
1 融資業務の着実な実施	
● 貸付決定までの審査期間について、財形持家融資取扱金融機関において借入申込書を受理した日から平均5業務日以下とする。	平均4.08日
2 利用促進対策の効果的实施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	710件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、（5年間で） <u>合計2,080件以上</u> とする。	589件 【（平成30年度からの累計）2,881件／2,080件：進捗率138.5%】
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	約86万件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすい等の割合）を <u>毎年度80%以上</u> とする。	81.0%
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等において、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	24回開催、参加事業所369社（オンライン）

4. 財形制度を利用しやすい制度とするための取組み

(1) 財形貯蓄

■ 財形住宅貯蓄の適格払出に関する床面積及び築後年数の要件の改正(令和4年4月～)

・床面積要件

従来の50㎡以上という要件に加え、住宅の新築又は建築後未使用の住宅で、令和5年12月31日までに建築確認を受けたものであるときは床面積が40㎡以上という要件を追加。

・経過年数要件

耐震構造でない中古住宅の取得について、従来の耐火住宅25年以内、非耐火住宅20年以内という要件を廃止し、昭和57年1月1日以降に建築されたものという要件に緩和。

(2) 財形持家転貸融資

■ 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長

・令和5年3月末までの措置であったところ、令和6年3月末までの1年間延長(予定)

5. 普及広報活動の事例

資産形成のプロであるファイナンシャルプランナー（FP）を通じて勤労者等への財形制度の周知を図るため、高木委員と日本FP協会の協力を得て、敬愛大学の学生に対し、資産形成や財形制度に関する講義、財形制度の周知広報について意見交換を行った。（実施日：令和4年12月13日）

<講義内容>

- 1 ライフプランとお金 （黒田FP）
- 2 勤労者財産形成促進制度の現状 （厚生労働省）
- 3 財形制度の周知広報についての意見交換 ((独)勤労者退職金共済機構)



<学生の傾向と感想>

- ・ テレビよりもインターネットの利用が多い。
- ・ 短い動画でインパクトのあるもの（アニメやお気に入りのアーティスト、Youtuber等が出演している動画）が印象に残る（長い動画や興味のない広告は、流れてきてもほとんど見ない）。
- ・ 講義に出席した学生からの主な感想や意見は以下のとおり（アンケート回答より抜粋）。

貯蓄に興味がある理由

- ・ 簡単に始められそう。
- ・ 投資は詐欺や投資トラブル、リスクが怖い。
- ・ 自分が貯金できないタイプだから興味がある。
- ・ 奨学金用にお金を貯めたり、どこか旅行に行く時のために貯金をした経験があるため。

投資に興味がある理由

- ・ 世の中のお金の流れを深掘り出来そう。
- ・ 投資という言葉を目にすることが増えたので単純に興味がある。
- ・ 現在投資をしていて、株主優待や配当金をもらうのが楽しい

両方に興味がある理由

- ・ 貯蓄して貯めたお金を投資して、より多くのお金を稼ぐことができれば良いと思う。

財形HP等についての感想

- ・ 文章だけではなくイラストがあるので見やすいが、大事なポイントは太文字にしたり、色を付けた方がいい。

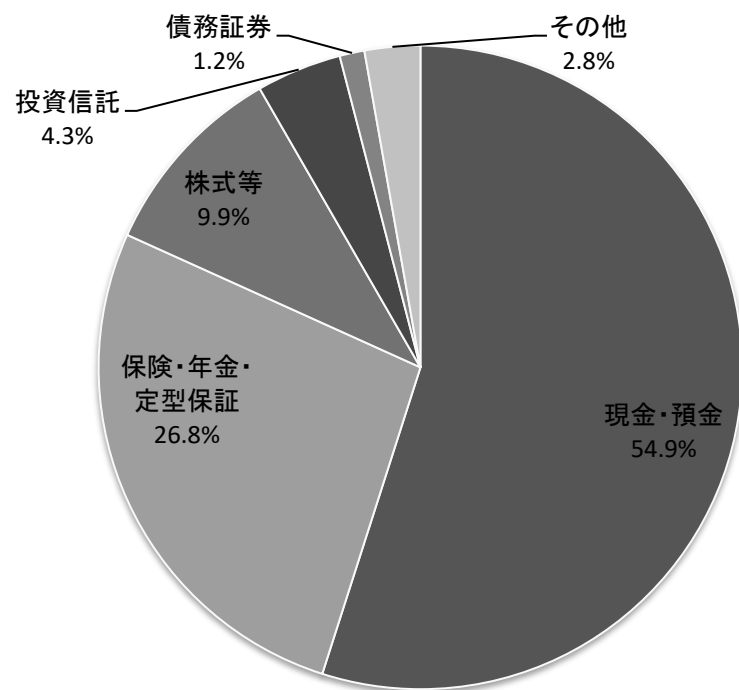
参考 1 :

勤労者の財産形成を取り巻く状況等

5-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を現金・預金が占めている。

○我が国の家計が保有する金融資産



家計が保有する金融資産の構成

令和4年6月末	残高(兆円)	構成比 (%)
金融資産計	2,007	100.0%
現金・預金	1,102	54.9%
保険・年金・定型保証	538	26.8%
株式等	199	9.9%
投資信託	86	4.3%
債務証券	25	1.2%
その他	56	2.8%

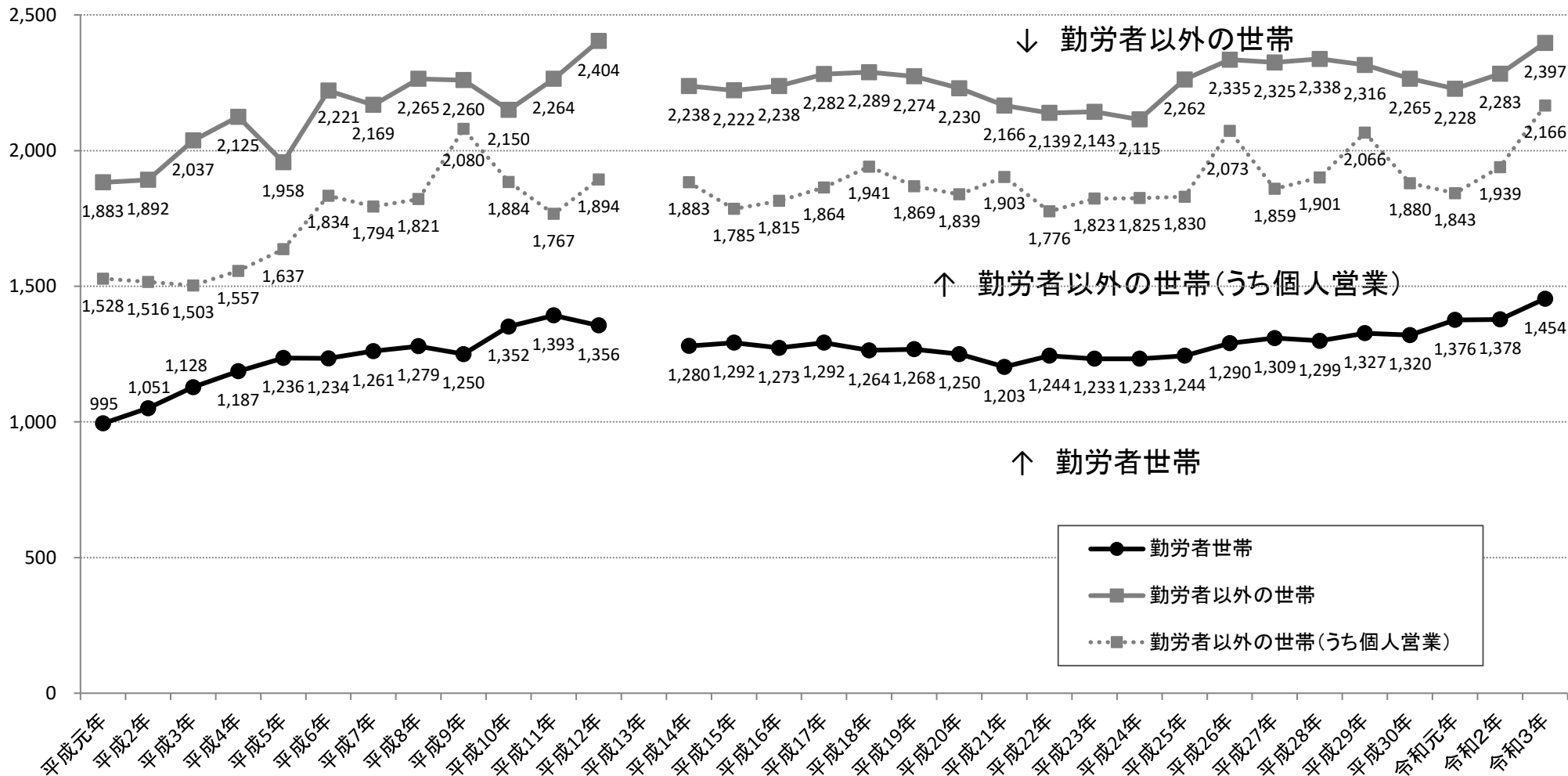
資料：日本銀行「資金循環統計」

5-2. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の家計における貯蓄額については、勤労者以外の世帯との差が存在している。

○世帯主の職業別・貯蓄額現在高の推移

(万円)



資料: 総務省統計局「家計調査」(平成12年以前については総務省統計局「貯蓄動向調査」)

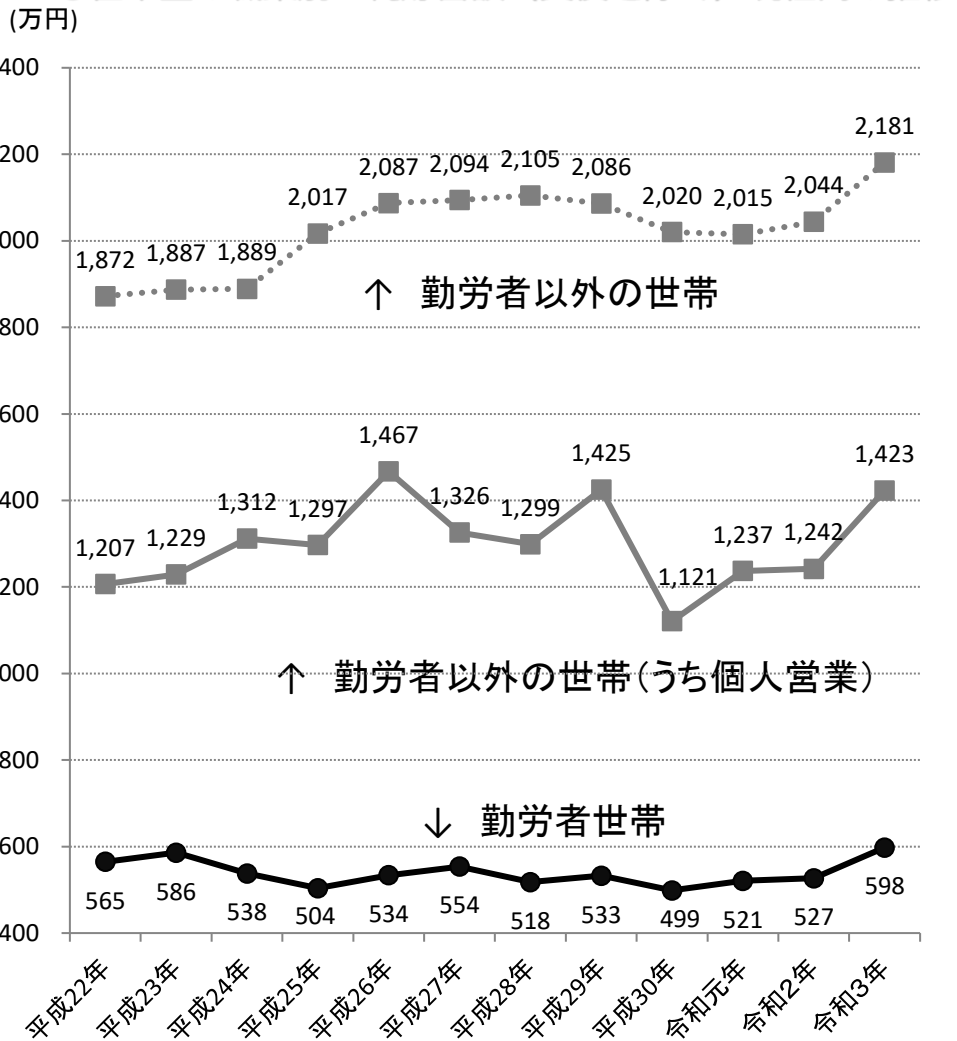
※「貯蓄動向調査」は平成12年で調査終了しているため、「家計調査」での調査開始前の平成13年については、データが存在しない。

5-3. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○勤労者世帯の純貯蓄額（貯蓄-負債）についても、勤労者以外の世帯と開きがある。

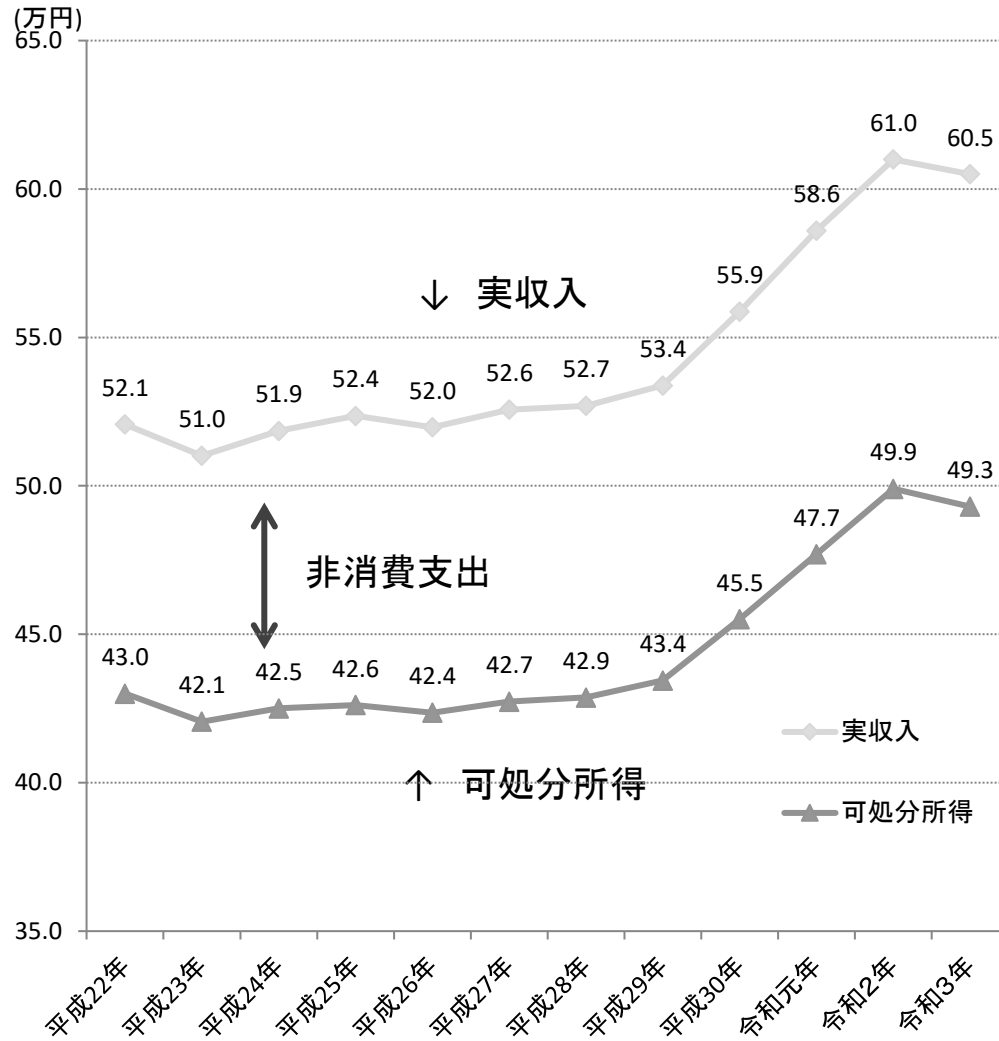
○勤労者世帯の家計において、可処分所得は近年は概ね増加している。

○世帯主の職業別・純貯蓄額（負債を除く）現在高の推移



資料:総務省統計局「家計調査」

○勤労者世帯の1ヶ月の実収入及び可処分所得額の推移

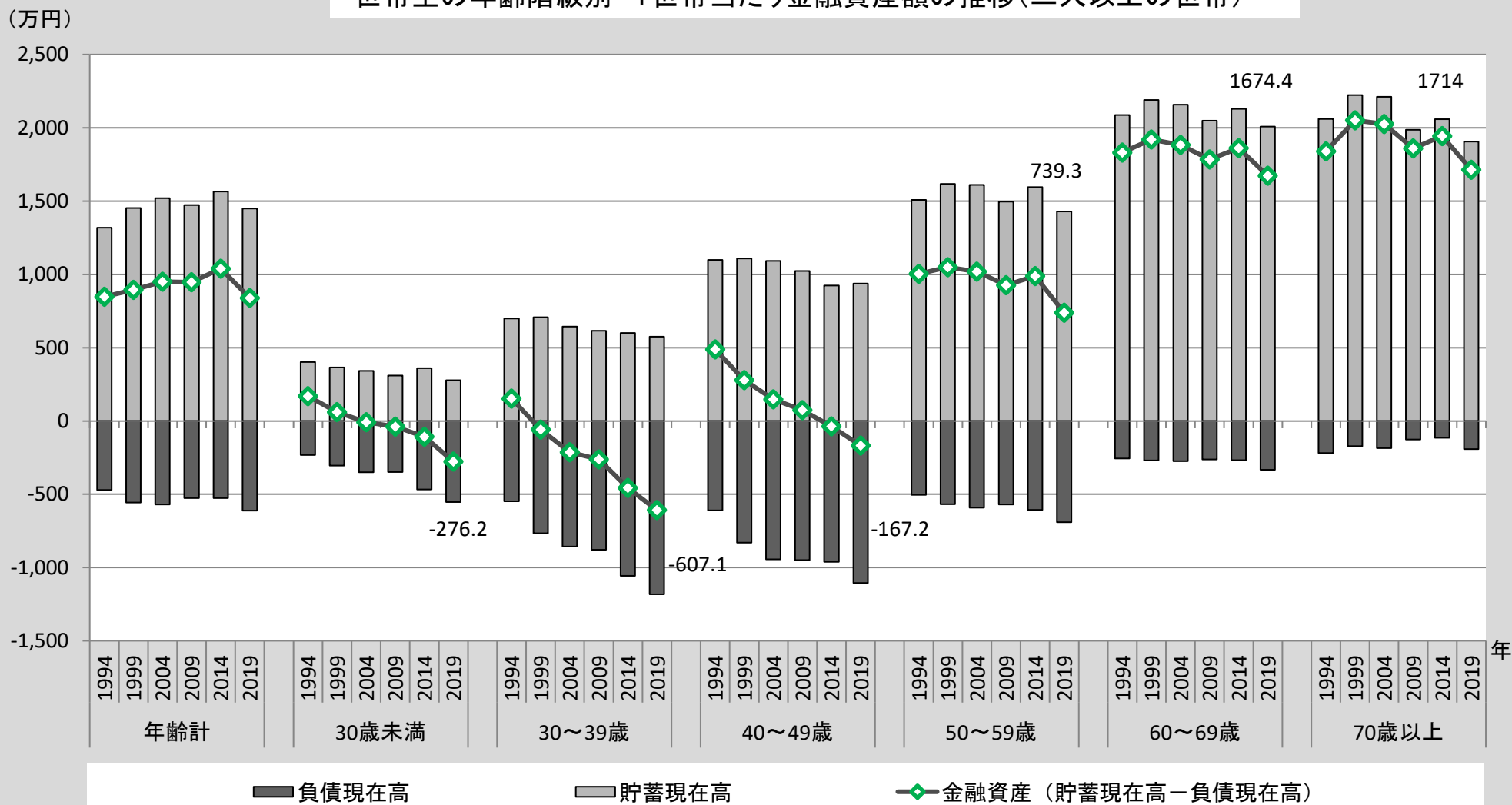


資料:総務省統計局「家計調査」

5-4. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○二人以上世帯の金融資産額の推移をみると、全年齢の世帯主で減少傾向。

世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(二人以上の世帯)

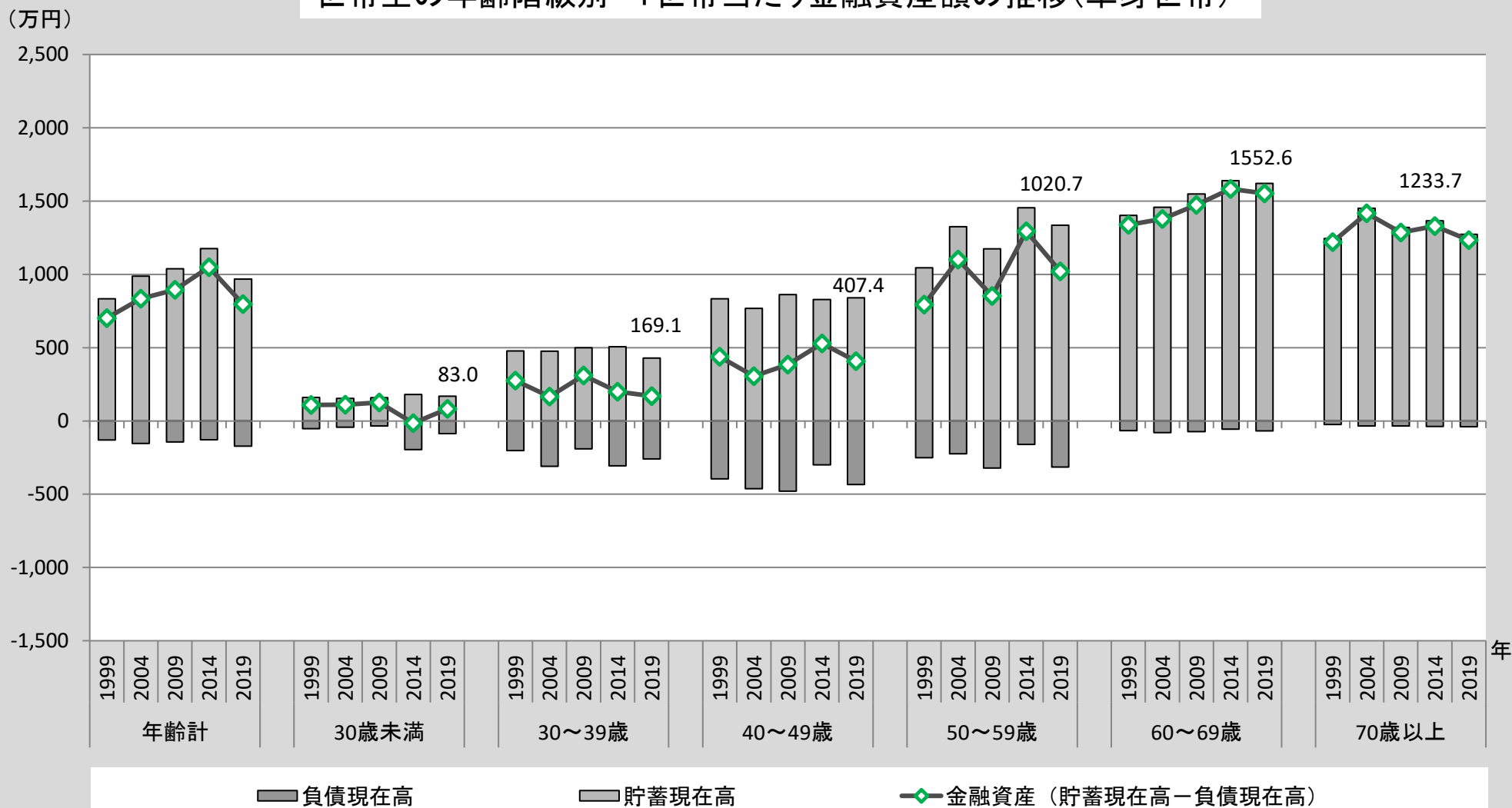


資料:総務省統計局「全国家計構造調査」

5-5. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○単身世帯の金融資産額の推移をみると、40歳代以下は横ばいであるが、50～60歳代は増加傾向が見られる。

世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(単身世帯)

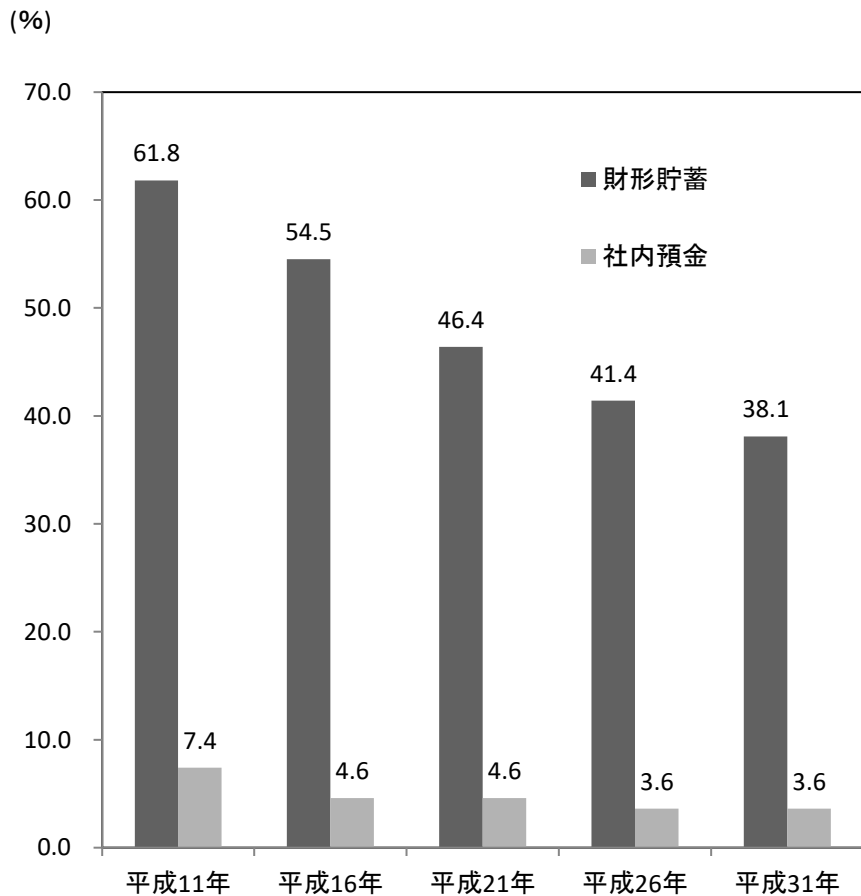


資料:総務省統計局「全国家計構造調査」

5-6. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

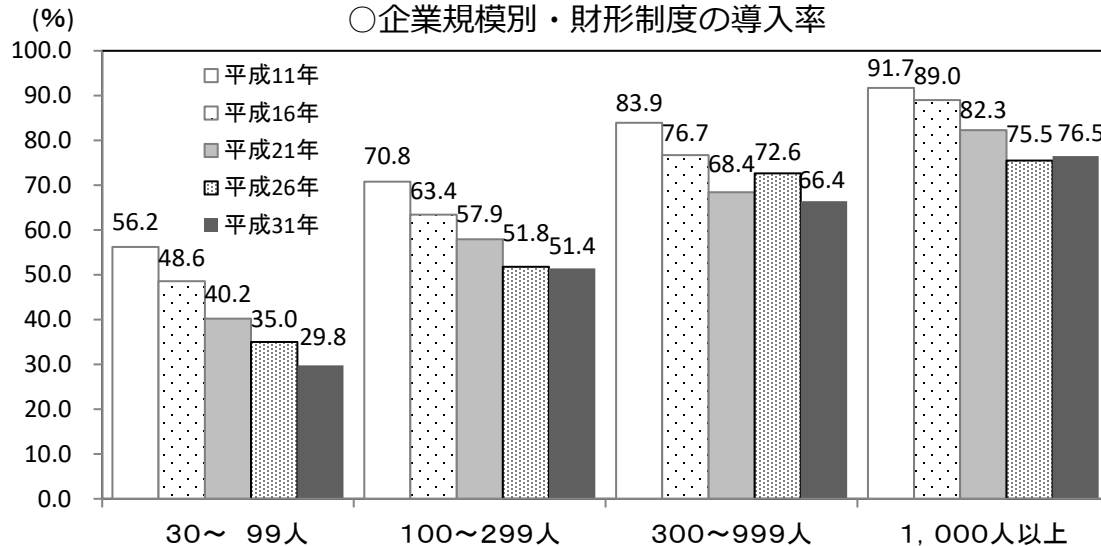
○貯蓄制度の事業所導入割合の推移



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30人以上の事業所に調査したものである。
※平成31年1月1日現在での調査である。

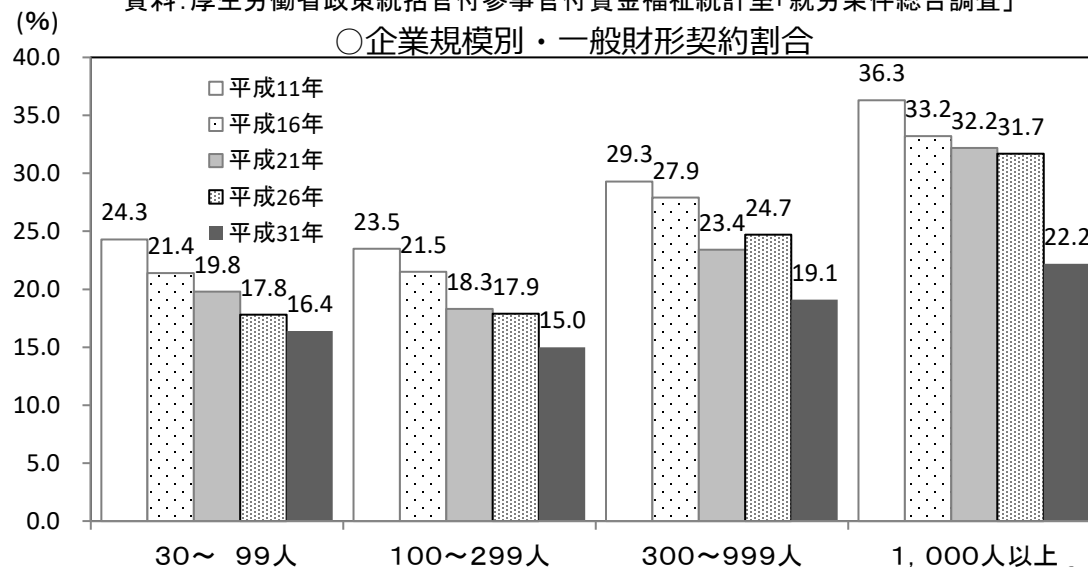
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低い。

○企業規模別・財形制度の導入率



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

○企業規模別・一般財形契約割合



資料: 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室「就労条件総合調査」

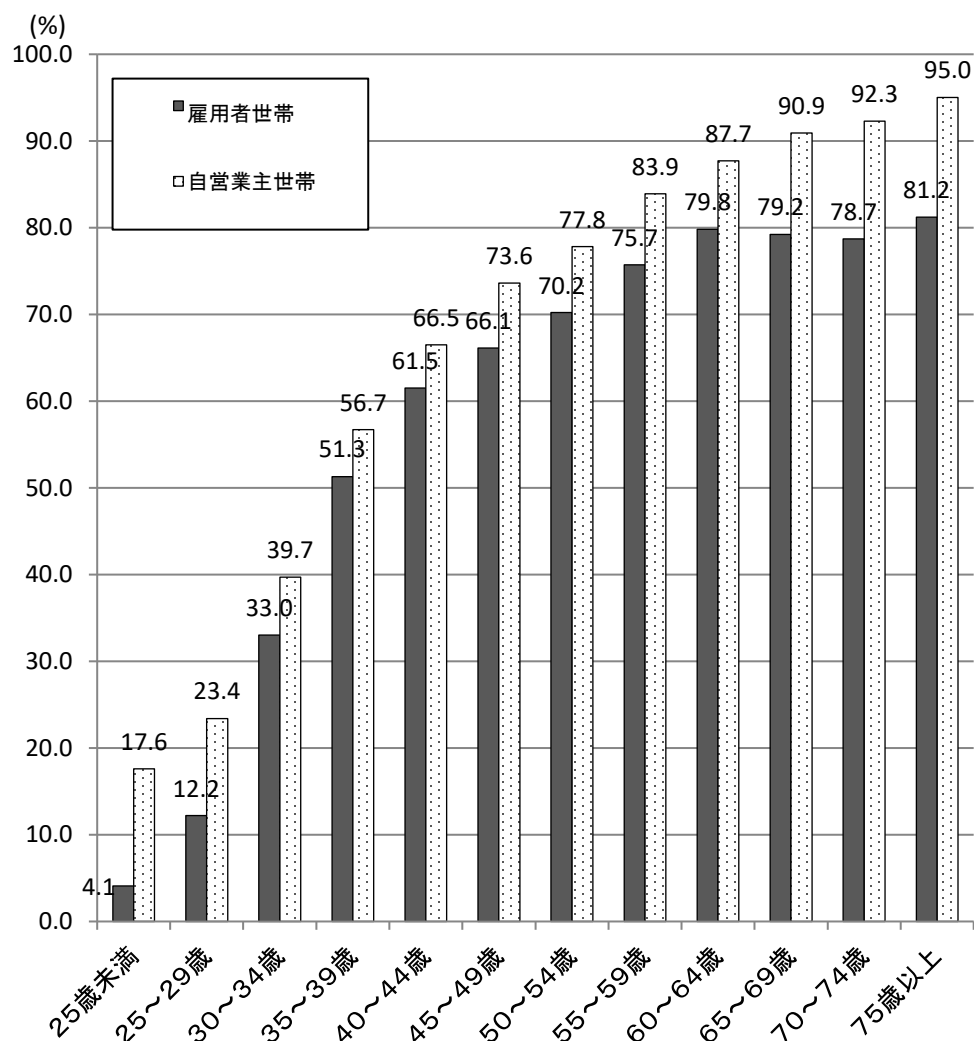
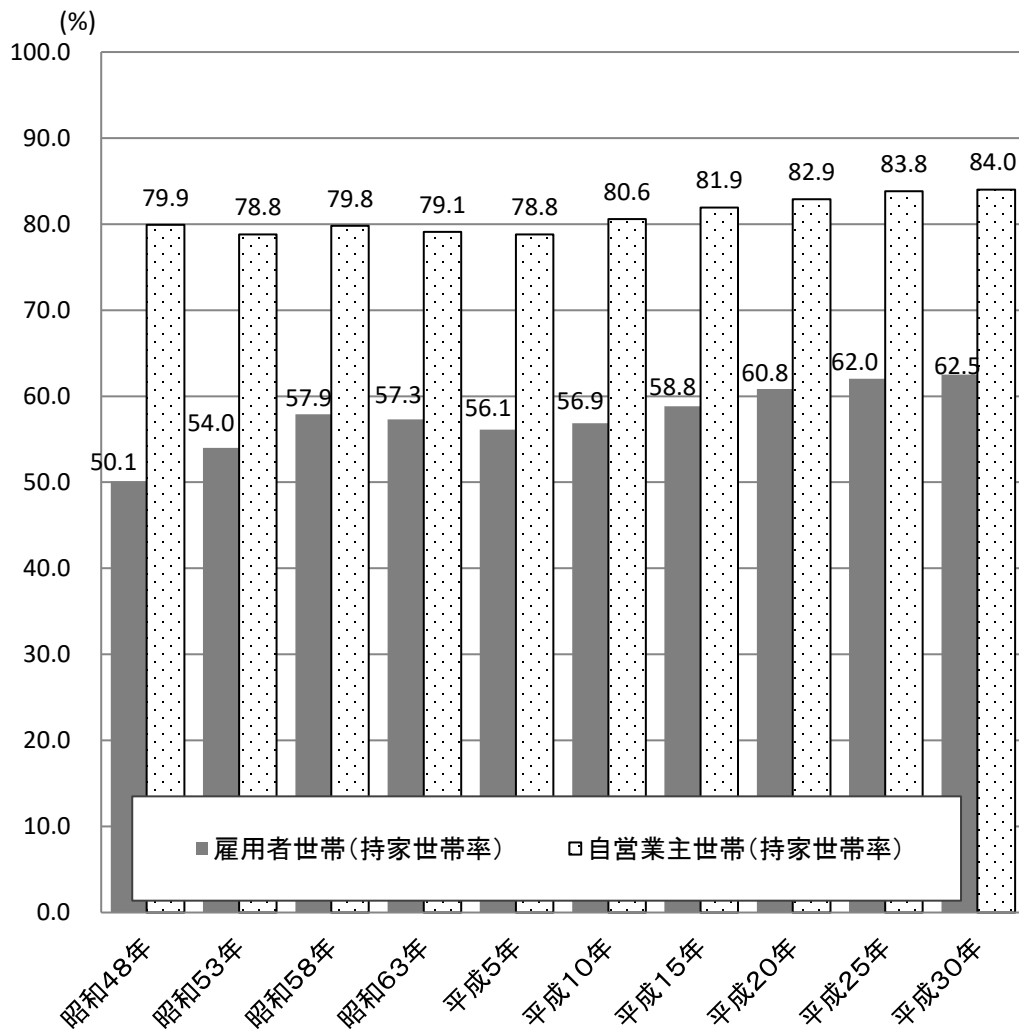
6-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○雇用者世帯の持家率については、自営業主世帯との差が依然として存在している。

○年齢別に比較しても、雇用者世帯と自営業主世帯の持家率には差が存在している。

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率の推移

○雇用者世帯及び自営業主世帯の持家率（年齢別）



資料:総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

資料:総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」

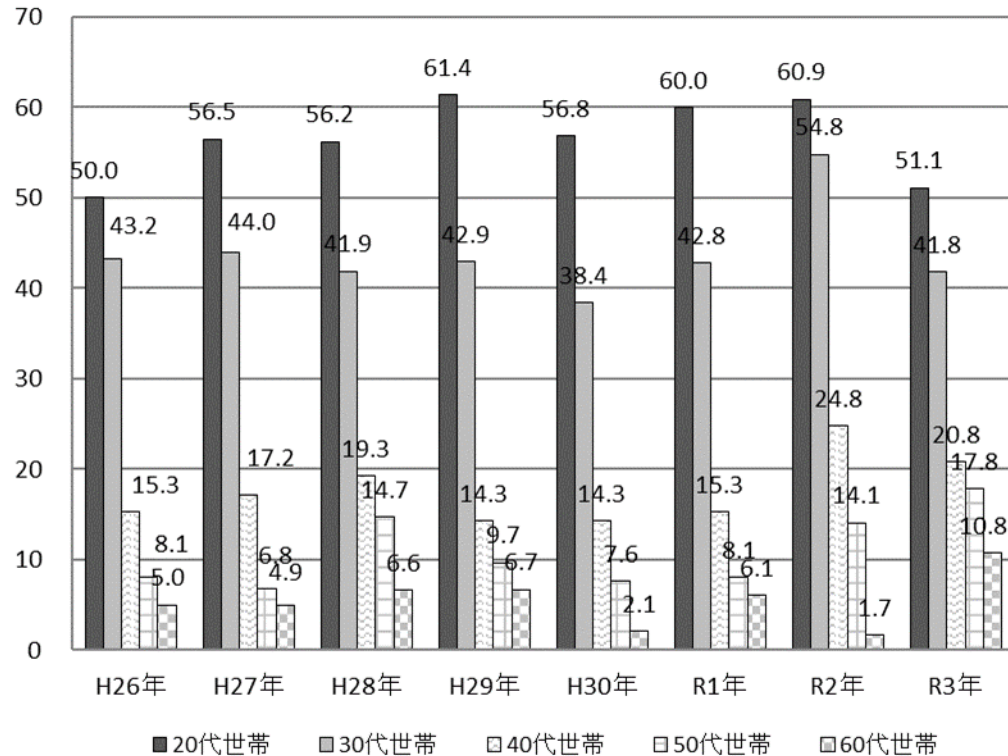
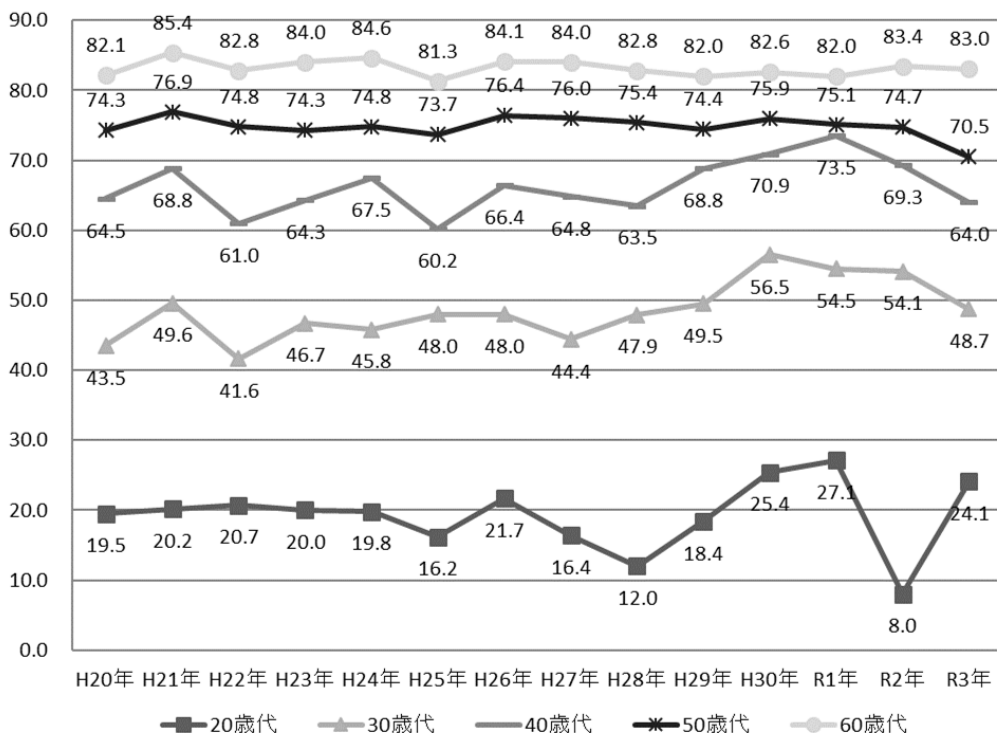
6-2. 勤労者の持家をめぐる状況について

○20歳代世帯の約2割、30歳代世帯の約5割が持家である。

○持家でない世帯のうち20歳代の約5割、30歳代の約4割が今後10年以内の持家取得を予定している。

○持家世帯が占める割合

○持家のない世帯の世代別住宅取得予定割合



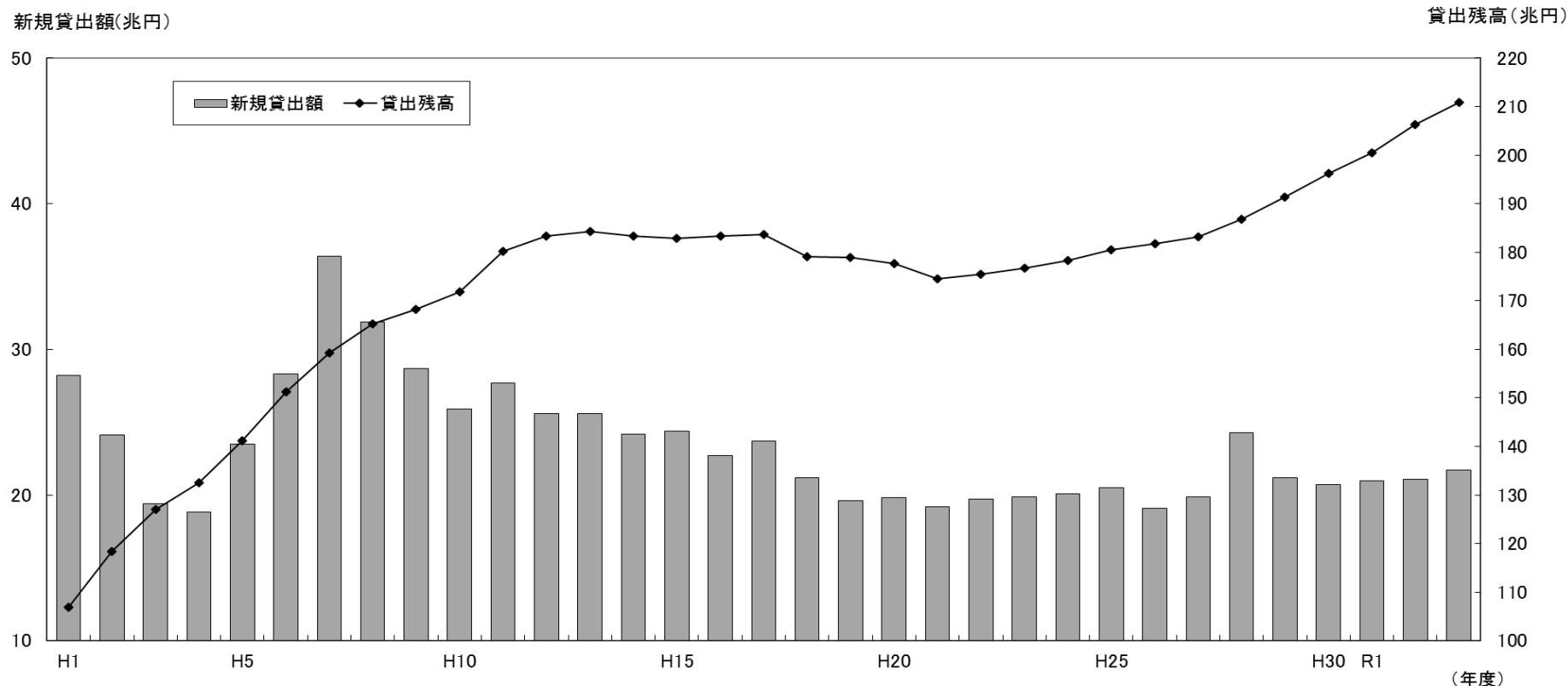
資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査](令和3年)」

資料：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査](令和3年)」

6-3. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローン新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、近年は20兆円前後で推移している。

○住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移



【過去5年度分の推移】

年度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高 (兆円)
平成 29 年度	21.2	191.4
平成 30 年度	20.7	196.2
令和 元 年度	21.0	200.5
令和 2 年度	21.1	206.3
令和 3 年度	21.7	210.9

資料：(独)住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

参考 2 :

勤労者財産形成促進制度について

1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：
銀行、証券、生保、損保等）

財形貯蓄の種類

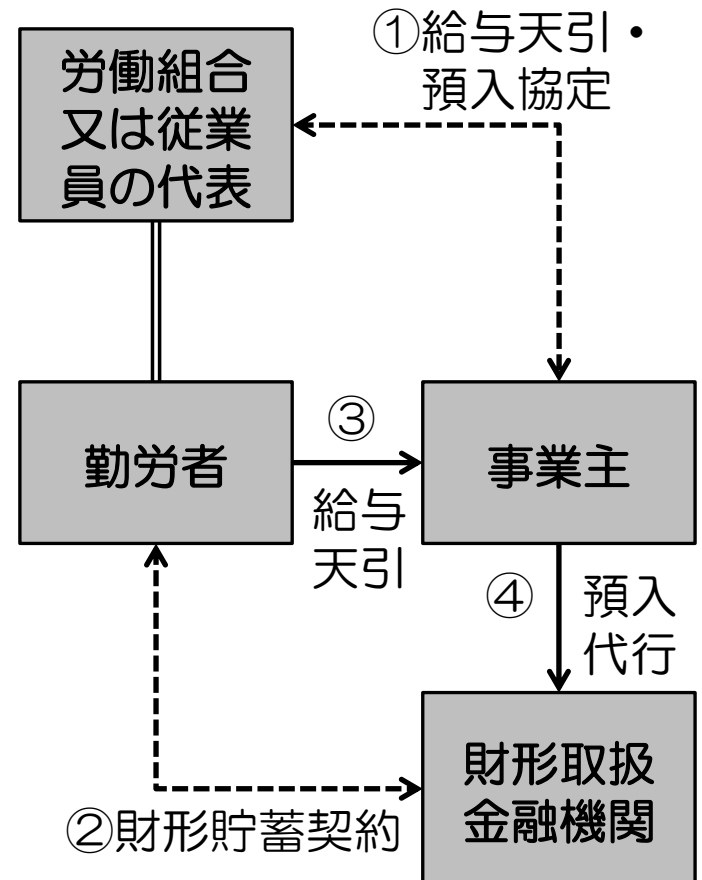
預貯金（定期預金等）、合同運用信託（金銭、貸付）、有価証券（公社債、証券投資信託の受益証券、金融債、株式投資信託）、生命保険、損害保険等

一般財形貯蓄 (S46.6～) ※年齢要件なし
○目的自由
●利子等は課税
契約数467万件、貯蓄残高11兆1,579億円 (R4.3末)

財形年金貯蓄 (S57.10～) ※貯蓄開始は55歳未満
○年金として受取（満60歳以上）
○定額型・逡増型・前厚型から受取方法を選択
●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税
契約数148万件、貯蓄残高2兆7,536億円 (R4.3末)

財形住宅貯蓄 (S63.4～) ※貯蓄開始は55歳未満
○住宅の取得・増改築等の費用に充当
●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税
契約数55万件、貯蓄残高1兆4,423億円 (R4.3末)

【財形貯蓄制度の仕組み】



2-1. 財形持家融資制度の概要

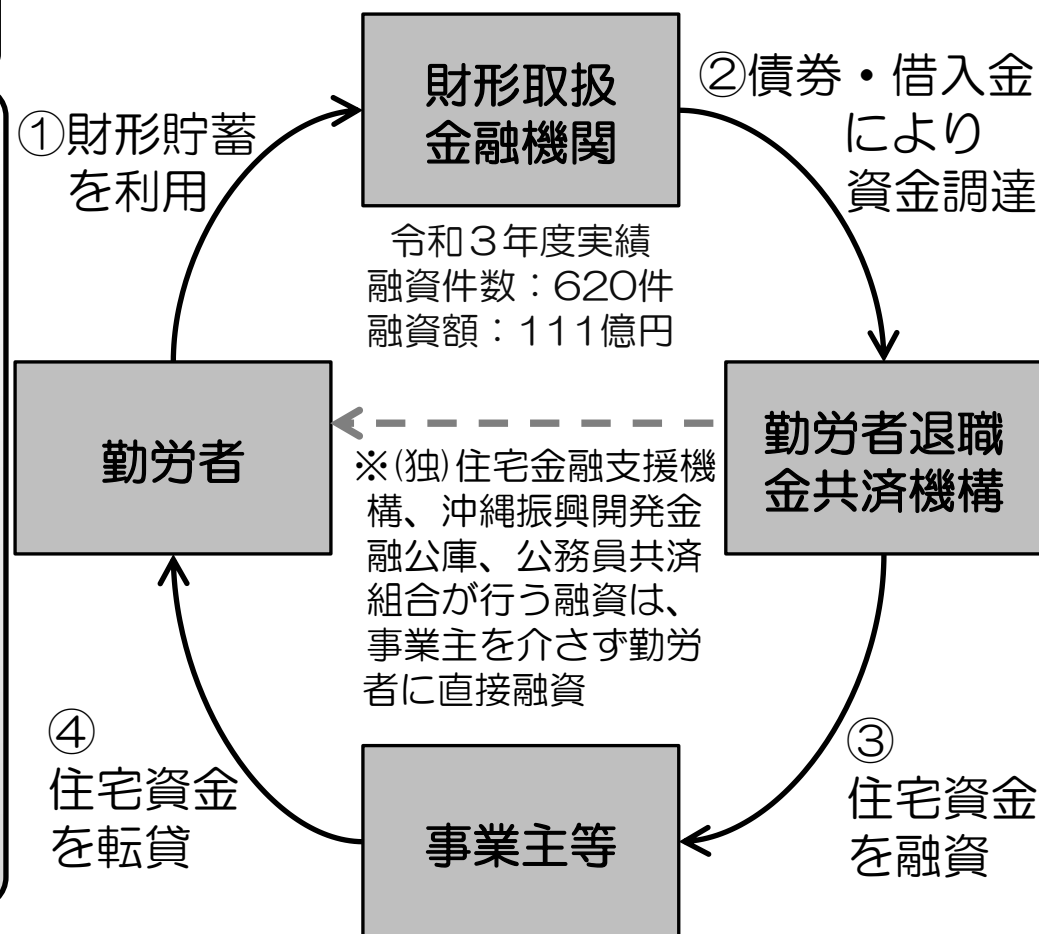
○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍（上限4,000万円）の範囲内で、事業主等を通じて（転貸融資）又は直接に（直接融資）、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度 (S52.4～)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関から資金を調達（財形貯蓄総残高の1/3を限度）して融資

- 財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高を保有している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- 融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**
 - ③ 転貸融資制度がない等の場合に (独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**
- 限度額… 貯蓄残高の10倍（最大4,000万円）
- 貸付金利（5年間固定、令和5年1月1日現在）
 - ※ 団体信用生命保険料は含まれていない
 - ・ 勤労者退職金共済機構の転貸融資 …年0.87%
- 償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



2-2. 財形持家融資制度の概要

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

■子育て勤労者向け金利優遇措置（平成27年7月1日～令和5年3月31日）

⇒18歳以下の子等^{*}を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

■中小企業勤労者向け金利優遇措置（平成26年4月1日～令和5年3月31日）

⇒中小企業^{*}の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

特例措置（自然災害） ※これまでの、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（平成29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置又は返済期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

■自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け貸付金利引下げ措置（平成30年4月1日～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者^{*}を対象に、当初5年ないし10年間通常金利より0.2%引き下げる措置

○ 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）^{*} 財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者

・ 申込期限：り災日から2年間

○ 指定災害（激甚災害の指定等を受けた災害）の場合（当初10年間）

・ 申込期限：り災日から5年間

・ その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

さらに、被災した勤労者が必要な額を低利に借りられるよう、以下の特例的な取扱いを措置。

① 融資限度額を、「『財形貯蓄残高の10倍相当額』又は『最大で所要額の99%（通常は90%）』のいずれか低い額」に引き上げる

② 自然災害の被害を受けたことによる金利引下げと、他の金利引下げ特例措置との併用を可能とする

2-3. 財形持家融資制度の概要

特例措置（東日本大震災）

■東日本大震災の被災勤労者向けの措置

⇒財形持家融資を返済中の勤労者（貸付条件の変更）（平成23年3月17日～実施中）

返済が困難となった方を対象に、り災の程度によって、最長5年間、元金の返済を猶予する（返済猶予期間中は貸付利率を引き下げる）等の貸付条件の変更を行う措置

貸付条件の変更内容

罹災割合	払込の据置期間又は償還期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上60%未満	3年	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	5年	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

貸付条件変更の実績

年度	件数
平成23年度	13件
25年度	1件
令和3年度	1件

⇒新たに住宅の建設等をする勤労者（平成23年7月8日～令和8年3月31日）

財形持家融資の条件を満たし、住宅の倒壊等の被害を受けた勤労者に対して、一定の金額については、当初5年間は金利0%で、6年目から10年目までは通常金利より原則0.53%引き下げる措置。

東日本大震災 特例貸付実施状況（融資実行ベース）

貸付決定年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
貸付件数	20件	33件	23件	12件	10件	9件	10件	7件	5件	1件	2件	132件